

## 緊急事態宣言発令に伴う学校園の対応について

兵庫県は新規感染者数が大幅に増加している状況にあり、国による緊急事態措置の対象地域（措置期間：令和3年8月20日～9月12日）に再び特定されました。本市においては、当初の予定どおり、8月30日（8月30・31日は午前中のみ）に新学期を迎えるにあたり、警戒度を一層高め、下記のとおり、引き続き感染症対策の徹底を図ります。

また、今後の全国的な感染拡大、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など、新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限される可能性があることから、国や県の動向及び情報を注視し、適切に対応することとします。

## 記

## 1 感染防止対策

## (1) 学校生活について

- ・児童生徒に家庭における登校前の検温と登校後の健康観察を徹底します。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとります。
- ・マスク（不織布が望ましい）の着用及び手洗いを徹底します。
- ・教室内、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理などに十分留意しながら換気及び消毒を引き続き徹底するとともに、校内消毒活動を担うスクールサポートスタッフの配置に必要な予算を9月市議会補正予算案に計上しています。
- ・食事の際、飛沫が飛ばないように席の配置や会話の際にはマスクを着用するなど対応を工夫します。
- ・児童生徒等に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

## (2) 出席停止の取扱いについて

- ・児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査（医療従事者や職場等で定期的又は計画的に行われるPCR検査を除く）を受けている場合の欠席については、出席停止とします。
- ・感染不安による欠席について、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とします。
- ・児童生徒のワクチン接種(任意接種)にかかる、欠席及び副反応による欠席についても、出席停止とします。

## (3) 教職員の感染防止対策について

- ・本市の施策として、ワクチン接種を希望する教職員に対して、夏季休業期間中に2回目の接種を完了し、新学期を迎えることとしています。
- ・教職員に対して、感染リスクの高い行動は自粛するよう周知・徹底しています。

## 2 教育課程の実施

## (1) 教育活動について

- ・県外での活動は、原則行いません。
- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を実施します。また、感染リスクの高いとされる活動については、換気や身体的距離の確保、手洗いなどの感染症対策を徹底するとともに、実施方法を工夫します。
- ・校外から大人数を呼び込むような校内行事（運動会・体育大会、授業参観、オープンハイスクール、学校説明会、開かれた幼稚園事業等）は、原則、延期します。なお、各校の状況により実施する際は、教育委員会と協議のうえ、マスク着用、消毒はもとより、体調不良の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席等の間隔を広く取るなど、十分な対策を講じて実施することとしています。

## (2) 学校行事について

- ・宿泊を伴う学校行事（修学旅行及び自然学校）については、教育的効果の高い教育活動だと認識しています。緊急事態宣言下での実施は控えることとしておりますが、現在、各校において日程及び行き先などを再調整しており、緊急事態宣言後の実施に向け準備を進めています。
- ・日帰りの校外行事（県内）についても、公共交通機関内や活動場所の密を避けることができるなど、感染防止対策を十分に講じることができることを前提に、実施を検討することとしています。

## 3 部活動

### (1) 実施の可否について

- ・感染症防止対策を十分に講じることのできない活動は実施しません。
- ・実施する際は、校内のみでの実施とし、活動日及び時間は、平日（4日）2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とします。

### (2) 大会参加について

- ・県高体連・県中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）のみ参加可とします。（※）
- ・西宮市新人大会については、事前の健康管理や、試合出場時以外のマスク着用の徹底に加え、会場の屋内外にかかわらず、試合は無観客として実施する予定です。

### 【参考】

区 分	8/24～9/12	
	校内	校外
練習	○	×
練習試合	×	×
宿泊を伴う活動	×	×(※)公式大会を除く
公式大会(※)への出場	○	○

## 4 コロナ禍における心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。

- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
- ・スクールカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人児童生徒等への個別支援

## 5 熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」等も参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行います。体育・スポーツ活動のほか登下校においても、十分な距離が取れる場合にはマスクを外すよう指導します。

（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意します。

（屋外）気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先します。

## 6 学級閉鎖等の考え方

保健所による積極的疫学調査の結果、校内に起因する感染拡大が認められた場合に、保健所及び医師会等の関係機関と協議の上、出席停止や学級閉鎖等の範囲を検討し判断することとしています。

<お問合せ先>

学校教育課長 都志 0798-35-3857  
学校保健安全課長 濱本 0798-35-3812